

旧別表六（十三）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人が平成19年改正前の措置法（以下「平成19年旧措置法」といいます。）第42条の7第6項（事業基盤強化設備等を事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額）の規定等の適用を受ける場合又は連結法人が平成19年旧措置法第68条の12第6項（事業基盤強化設備を事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額）の規定等の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は、供用廃止設備の供用年度の異なるごとに用紙を改めて記載します。

また、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。
- 2 「種類1」及び「設備の名称2」には、事業基盤強化設備又は事業化設備等若しくは高度化機械の耐用年数省令別表第一及び別表第二に定める種類及び設備の名称を記載します。
- 3 「リース契約期間の月数4」及び「事業の用に供した月数7」は、暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げて記載します。
- 4 「供用廃止設備のリース税額控除実施額の計算11～27」の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「供用年度のリース税額控除実施額の計算11～16」の各欄は、供用廃止設備の供用年度において平成19年旧措置法第42条の7第3項又は平成19年旧措置法第68条の12第3項（リース税額控除）の規定等により、その供用年度の法人税額又は調整前連結税額から控除された金額のうち、供用廃止設備に係るリース特別控除額相当額を計算します。
 - イ 「供用年度のリース特別控除額11」には、旧別表六(十四)の「リースに係るもの5」の供用年度分を金額を記載します。
 - ロ 「(11)のうち既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた設備がある場合12～14」の各欄は、当期の供用廃止設備の供用年度において事業の用に供した他の供用廃止設備につき、当期前に既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた供用廃止設備及び当期の供用廃止設備が2つ以上ある場合に、それぞれ記載します。
 - (2) 「供用年度後のリース税額控除実施額の計算17～26」の各欄は、供用廃止設備の供用年度終了の日の翌日以後1年以内に終了した事業年度又は連結事業年度において平成19年旧措置法第42条の7第4項又は平成19年旧措置法第68条の12第4項（繰越控除）の規定等により、当該事業年度の法人税額又は当該連結事業年度の調整前連結税額から控除された金額のうち、供用廃止設備に係る繰越税額控除限度超過額控除実施相当額を計算します。
 - イ 「供用年度後における繰越税額控除限度超過額の控除実施額の合計額17」には、旧別表六(十四)の「前期繰越分に係るもの6」の金額のうち、供用廃止設備の供用年度終了の日の翌日以後1年以内に終了した事業年度又は連結事業年度に係る金額と当期における旧別表六(十二)の「前期繰越分」の「同上のうち当期控除額26」の金額（当期が連結事業年度の場合は、旧別表六の二(七)の「当期分の特別控除額21」の金額）とを合計した金額を記載します。
 - ロ 「供用年度の繰越税額控除限度超過額18」では、当該供用廃止設備が事業基盤強化設備又は事業化設備等である場合にあっては供用廃止設備の供用年度に係る旧別表六(十四)の「取得に係るもの8」の金額を、当該供用廃止設備が高度化機械である場合にあっては供用廃止設備の供用年度に係る旧別表六(十四)の「取得に係るもの8」の金額と旧別表六(十四)の「リースに係るもの9」の内書の金額のうち供用廃止設備の供用年度に係る内書の金額との合計額を記載します。
 - ハ 「(17)のうち供用年度前の繰越税額控除限度超過額の控除実施額19」には、平成19年改正前の措置法令（以下「平成19年旧措置法令」といいます。）第27条の7第15項第2号イ(2)又は平成19年旧措置法令第39条の42第18項第2号イ(2)に規定する供用廃止設備の供用年度開始の日前1年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度におけるその法人の繰越税額控除限度超過額のうち、供用廃止設備の供用年度後において控除した金額を記載します。
 - ニ 「供用年度のリース特別控除の対象設備のうち既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた設備がある場合20～22」の各欄は、当期の供用廃止設備の供用年度において事業の用に供した他の供用廃止設備につき当期前に既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた供用廃止設備の供用年度後のリース税額控除実施額及び当期の供用廃止設備が2つ以上ある場合に、それぞれ記載します。
 - 5 「リース特別控除取戻税額の合計額30」の金額は、別表一(一)の「5」、別表一(二)の「10」又は別表一(三)の「5」（連結事業年度については、別表一(二)の「5」、別表一(二)の「10」、別表一(三)の「5」）にそれぞれ移記してください。
 - 6 「供用廃止設備を事業の用に供しなくなった事業年度又は連結事業年度後の繰越税額控除限度超過額の調整額31」は、平成19年旧措置法令第27条の7第17項又は措置法令第39条の42第22項（繰越税額控除限度超過額から控除する金額）等の規定の適用を受ける場合に記載します。この場合、当該調整額は当期の旧別表六(十二)の「当期控除額等29」若しくは「当期控除額等32」又は「当期控除額等35」の外書（連結事業年度については、旧別表六の二(七)の「当期控除額等41」又は「当期控除額等44」の外書）にそれぞれ移記してください。
 - 7 「供用廃止設備の供用年度に事業の用に供した他の供用廃止設備で既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた供用廃止設備の明細」の各欄は、当期の供用廃止設備の供用年度と同一年度において供用した他の供用廃止設備で当期前において既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた設備の明細を記載します。この場合、「供用年度のリース税額控除実施額36」の「計」は「12」欄に、「供用年度後のリース税額控除実施額37」の「計」は「20」欄にそれぞれ移記します。